

329.16
D 17m

滿洲事變前に於ける我が權益侵害事例



* 0018154000 *

0018154-000

329. 16-D 17m

滿洲事變前に於ける我が權益侵害事例

大連商工会議所

1932

ACJ

329.16

D 17m

滿洲事變前ニ於ケル升カ糖

昭和七年五月

滿洲事變前に於ける我が權益侵害事例

大連商工會議所

3894

支那の對日態度は、華府會議前後迄、不平等條約或は利權回收といふが如き政治的、概括的排日であつたが、最近一轉して實質的且つ經濟的排日に進展したのである。然るに滿洲事變直前にありては、専ら(一)滿蒙に於ける我が權益の幹根たる滿鐵の利益殺滅、大連港の封鎖、(二)移住民妨排、(三)本邦品の驅逐に意を注ぎ、或は條約違反、或は不法行爲に依る我が權益侵犯の實例は實に枚擧に遑がない。今回國際聯盟調査員の來滿を機とし、世の參考に資する爲め、豫て集蒐せる材料を茲に刊行することにした。是れ素より支那軍閥の我が權益侵犯事例の全部ではないことをお断りして置く。

昭和七年五月

大連商工會議所

329.16
D17m



滿洲事變前に於ける我が權益侵害事例

目次

一	條約を無視した鐵道政策	一
一	平行線問題	一
二	條約鐵道の建設阻止	三
三	特定運賃による滿鐵壓迫	四
四	滿鐵クロス問題	五
五	借款並に購買代金の不拂	七
六	滿鐵所要の收用妨碍	八
七	滿鐵線運行の妨碍	九
二	商租權は遂に空文に歸す	一〇
一	商租權の蹂躪	一一
二	哈爾濱に於ける土地争議	一三

三 不當課税の強制……………二四

一 大連港封鎖を目標とせる關稅政策……………二四

二 排日排貨を目標とせる不當課税……………二六

三 商埠地に於ける不當課税……………二八

四 鑛業權益の蹂躪……………二〇

五 森林事業の壓迫……………二四

六 邦人企業營業に對する迫害……………二六

七 邦人の居住及び旅行に對する妨害……………二〇

一 居住に對する迫害……………二〇

二 旅行に對する壓迫……………二二

八 排日運動……………二四

一 哈爾濱に於ける排日運動……………二四

二 其他に於ける排日運動……………二五

九 日貨排斥……………二〇

一 北滿及び通遼方面に於ける日貨排斥……………二〇

二 其他の日貨排斥……………二二

一〇 朝鮮人に對する壓迫……………二四

一 北滿方面の實例……………二四

二 間島に於ける壓迫……………二七

三 南滿各地に於ける事例……………二七

四 萬寶山事件と鮮人壓迫……………二八

一一 支那裁判の不正……………三〇

滿洲事變前に於ける我が權益侵害事例

一 條約を無視した鐵道政策

一 平行線問題

滿鐵平行線敷設禁止に關しては、千九百〇五年十二月、滿洲善後協約附屬秘密議定書第三條に、清國政府は南滿洲鐵道の利益を保護するの目的を以て該鐵道回收以前に於て、該鐵道に近く若くは之れに平行する本線又は其利益を損ずべき支線を建設せざる事を約すといふ條文に於て、嚴然規定せられあるに拘らず支那側はこの條文並に日本の抗議を無視して、平行線の布設並に平行線としての機能發揮方法を講じたのである。即ち滿鐵線を距る僅か九十軒の地點に打通線を敷設し、通遼に於て四洮線との連絡設備を完成する一方、滿鐵、四洮兩線の連絡協定を否認し、北は齊克線より洮昂、四洮、鄭通を経て打通に連る滿鐵平行西部幹線を完成せしめたのである。次に千九百十八年九月、滿蒙四鐵道に關する交換公文に於て、日本に敷設權が保留されある吉海線を無斷に自辦敷設するに共に、奉海線と連絡する一方、奉天に於ける京奉延長線を連絡せしめ、以て東北幹線の完成

を見た。斯くて東西兩幹線相俟つて滿鐵を挾撃するに至つたのである。

一、打通線の強行敷設

打通線建設工事に着手したのは千九百二十一年九月で、千九百二十七年十月に完成した。日本は日清善後協約附屬秘密協定により再三抗議したが、支那側は肯んぜず強行敷設した。

二、打通、四洮線連絡設備強行

打通線布設後、日本は支那側が千九百三十年十二月、天津に於ける京奉(打通)四洮兩鐵道の會議に於て、連絡設備の實施を決定せるに付、屢次支那側の注意を喚起し、殊に鐵道交渉開始後に於ては右問題も他の諸問題を一括して、交渉の題目とするこゝを妥當とする旨を明かにし、連絡設備差控方を申入れたるに不拘、支那側は遂に之を強行した。斯くて齊克、洮昂、四洮、打通、京奉各線の直通連絡成り、滿鐵に多大の打撃を與ふるに至つた。

三、吉海線の強行敷設

吉海線は滿蒙四鐵道の一で、其敷設權は日本側の保有する所である。然るに千九百二十七年十月、吉林官場に同線敷設の議起り、翌年五月工事に着手し、日本側の抗議を無視して千九百二十九年八月之を完成せしめた。茲に吉海、奉海、京奉の所謂東北東部幹線が成り、翌三十年十月には吉林、奉天、北京間に直通列車の運轉を見るに至つた。

二 條約鐵道の建設阻止

千九百〇九年九月、間島協約を以て(一)吉長鐵道を延長し、朝鮮會寧に於て朝鮮鐵道と連絡する事に日支兩國間で取極められ、更に千九百十八年九月、滿蒙四鐵道に關する交換公文で(二)開原、海龍、吉林間、長春、洮南間、洮南、熱河間の一地點より海港に至る間を、日本の資本を以て速に建設する事を協約聲明せるに拘らず、今日に至るまで其一つも實現せられないのみならず、吉林、海龍間の如きは日本の抗議を無視して自辦敷設し、滿鐵に多大の脅威を與へた。

一、吉會及び長大線問題と楊常槍決

吉會線問題は千九百〇七年、新奉及び吉長鐵道に關する協約及び千九百〇九年の間島協約に於て、日本が敷設權を獲得し、千九百十八年一千萬圓の前渡をして借款豫備條約成立し、千九百二十一年五千萬圓の續借款契約を締結したが、吉黑兩督軍及び排日派の策動で工事に着手する事出來ず、越へて千九百二十八年五月、山本滿鐵社長は北京に張作霖氏と協議し、滿鐵側と東三省交通部との間に、吉會及び長大(長春、大賚間)兩線の敷設契約を締結したが、間もなく張作霖の逝去で一頓挫を來したので、同年十二月、山本滿鐵社長は再び奉天で總參議楊宇霆及び東北交通委員長常蔭槐と交渉して、工事着手まで進んだが、猛烈な排日運動に加へて、翌年一月には楊、常兩氏の銃

殺さる、あり、同年二月張學良より該問題の交渉は、南京政府に移管せるため、東三省を以ては交渉に應じない旨を提言し來り、滿鐵會社の抗議も甲斐なく今日に至つたのである。

四

三 特定運賃による滿鐵壓迫

支那側は日本の抗議を無視して平行線を敷設し、各線と連絡して滿鐵を孤立に陥れ、且つ收支を度外した無法なる運賃の割引によつて、貨物の滿鐵線廻避、自鐵吸收を計り、この不自然な運賃政策を以て、露骨に滿鐵に挑戦し來つたのである。

一、京奉線の貨物運賃割引

イ、營口、河北驛—皇姑屯、瀋陽又は南滿站相互の發着—一車扱一、二、六級品運賃を、一七九籽分普通運賃とす。實際は二六四籽である。

ロ、營口、河北驛發新民着—一車扱雜貨運賃を一疋に付五元とす。

ハ、營口、河北田庄臺、大窪各驛發、瀋陽、皇姑屯着三、四、五級品の一車扱運賃を一疋に付三元とす。

ニ、秦皇島、營口、河北、瀋陽、皇姑屯各驛發、通遼驛着—一車扱一、二、三、四級品運賃を、普通運賃の三割引とす。

ホ、本線穀類輸送特定運賃率(一籽料一分八七)を、更に關外驛發平津一帶及び河北驛到着—一車扱

のものに限り、夫々原訂特定運賃率より一割五分乃至三割を引下ぐ。

二、四洮、洮昂の北滿貨物に對する運賃割引

イ、千九百三十年初頭より廣信公司が齊克鐵道沿線に於て所有する穀類を輸出するため、四洮、洮昂の兩鐵道が各二割五分の運賃割引をなす。

ロ、千九百三十一年の出廻期に於ても齊克線の穀類を南下せしむるため、四洮二割、洮昂一割の運賃割引をなす。

三、奉海、吉海の連絡運賃割引

イ、千九百二十九年十一月十日より奉海、吉海兩線の連絡運輸を實施し、吉海線吉林總分站、奉海線瀋陽驛間發着のものに限り、頗る低率なる特定運賃率を決定した。例へば四級品(穀類)一車扱の連絡特定運賃は普通率の約四三% (兩線割引率の平均)

ロ、千九百三十年九月多少の改訂を行ひ、翌三十一年初頭より更に三割乃至五割の割引を行ふて居る。

四 滿鐵クロツス問題

千九百十年九月滿洲五案件協約第五條並に千九百十一年九月京奉鐵道延長協約に於て、京奉線

五

の滿鐵横斷は、その終端が京奉線の始發驛としてのみ認められたのである。然るに支那側は千九百二十七年九月に奉海線の開通と共に、奉海線瀋陽驛と京奉線瀋陽驛との連絡線を布設したのである。

一、滿鐵との連絡協定蹂躪

奉海線は滿鐵の培養線といふ建前から、支那側の自辦敷設を許し、兩鐵道の輸送協定も千八百二十八年に成立し、三月には兩鐵道連結線の敷設を見、同月十日から實施の運びになつて居つたが、支那側は五日に之れが廢棄を申込んで來たので、擦つた揉んだの末、十月一日から原約通り連絡を實施するといふ協定だけは出來たが、實際は實行せられずして空文に歸した。

二、洮昂車輛の無斷使用

支那側は洮昂線の車輛を勝手に奉海線に廻用して、茲にまた一問題を惹起した。洮昂線車輛はかねて滿鐵の洮昂鐵道工事請負金に對し擔保になつて居るもので、支那側の任意使用は許されぬものである。

三、京奉、奉海連絡線敷設

千九百二十八年四月支那側は總工費四十五萬元を以て、獨逸寶利公司に奉天總站の新築を請負しめ、十二月竣工と共に奉天總站と城根支線及び奉海線瀋陽驛との連絡計畫を樹て、奉天總站か

ら城根線への三角形の一線を結ぶ五百米の線を敷設し、千九百三十年秋に完成、同時に奉天軍の關内進出に伴ひ、其重大副産物たる北京吉林直通が愈々同年十月十日から開始され、全距離千二百七十七哩、所要時間二十六時間で、一日一回發着といふ事になつたのである。

五 借款竝に購買代金の不拂

滿蒙開發と滿鐵線培養のために、日本は巨資を投じて支鐵の建設を援助した。夫等は何れも借款又は請負契約の條約條項に基き、滿鐵との連絡運輸或は元利金支拂等、總て協定されて居るにも拘らず、それ等を破棄し、日本の有する債權を蹂躪し、元利金の支拂を實行しなかつた。

一、日本借款踏倒の實例

日本が滿蒙に於て有する鐵道借款額千九百三十一年末現在は、總額八千二百三十七萬圓、利子約四千萬圓、合計一億二千萬圓に上つて居る。其中(一)洮昂線は工事其他二千萬圓、利子八百六十四萬圓となつて居るが、支那側は其決算交渉を延引して同鐵道の借款線たるこゝを回避し、剩へ同鐵道日本人顧問の契約上の權限たる經費支出書類連署權を無視し、滿鐵より再三の抗議を持込めるも受付けない。(二)吉敦線工事費は二千四百萬圓之が利子七百七十萬圓に對しても同様な上、同鐵道會計主任には日本人を採用する事になつて居る契約を履行しない。更に(三)洮昂線

の如きは元金三千二百萬圓、利子二千三百萬圓の巨額に上り、短期借款契約期限は千九百二十六年五月末を以て満了し居るに拘はらず、之れが切替に應じない。之れ即ち滿鐵會社は自分の金で支那の鐵道を建設してやり、却つて反噬せられて居るかたちである。

二、吉長線レール、京奉線石炭代踏倒しの事例

滿鐵會社が吉長鐵路局に、千九百二十八年四月立替拂ひせる軌條代金約九十萬圓は未だ放任されてある。次に撫順炭未收代金は千九百三十二年二月末現在で、京奉鐵路局に對し五十五萬六千圓、四洮鐵路局が八十五萬六千圓、奉天兵工廠の三十九萬圓等が主なるものであるが、滿鐵會社より再三支拂を督促せるも故意に支拂を遷延せしめて居る。

六 滿鐵所要の收用妨碍

滿鐵の建設、經營及び保護の爲に必要な物件の收用に關しては、千八百九十六年九月の東支鐵道建設及び經營に關する契約第六條に依つて明かにされて居るが、支那側は事毎に之を妨害して滿鐵の經營保護を意の如くならしめざらんことをした。

一、滿鐵材料購入に對する不法制限

千九百二十八年年度滿鐵會社枕木購入數量(百餘萬丁)に對して支那側は之を過多なりと稱し、必要

數の免稅護照を發給しなかつた。

二、滿鐵用石材採取の妨害

鐵道用諸石材の採取地は、東支鐵道建設經營に關する契約により、我が租用權を總括的に協定されあるに拘らず、支那は凡有る手段に訴へて之を妨害した。

三、滿鐵枕木に不當課稅

支那側は千九百二十七年二月一日以降出材の吉林產滿鐵用枕木に對しては、千九百〇五年滿洲善後協約附屬第八條によりて公然課稅し得られざる所より、賣主支那人より木稅の半額を徵收し、事實不當徵稅に等しい行爲に出でて、滿鐵への枕木供給を不能ならしめんことを妨害に努めた。

七 滿鐵線運行の妨碍

支那側は滿鐵線の運行に對して屢々妨碍を與へ、それが茲一兩年は特に甚しく、昨秋事變發生の直前は更に頻繁且つ露骨なるものであつた。

一、滿鐵線運行妨害一箇年に約九十件

千九百二十九年並に同三十年度に於て、滿鐵線が關東州外で被つた諸被害度數は次の如し。

種 別	千九百二十九年	千九百三十年
運轉妨害件數	八七	八四
運轉中貨物盜難件數	一一四	七五
鐵道用品盜難件數	一七	五
電線盜難件數	一三	一三

二、事變直前の妨碍事件

- イ、千九百三十一年五月十八日支那武裝兵三百名の北大營西北側枉苑屯踏切に於ける運行妨害事件
- ロ、同年六月三日奉天驛構内西北線路妨害事件
- ハ、同年同月二十三日渾河南方に於ける支那武裝巡警の工事阻止事件
- ニ、同年八月九日奉天北方虎石臺附近滿鐵車廠を支那暴徒襲撃事件
- ホ、同年同月十六日奉天北方北京街踏切に於ける列車投石事件

二 商租權は遂に空文に歸す

千九百十五年日支條約に依る各種權益中、最も重要なものは土地商租權である。それに依れ

ば日本國民は南滿洲に於て各種商工業の建物を建設する爲め、又は農業を經營する爲めに、必要な土地を商租することを得る規定せられて居るが、其後支那側は細目の協定を拒み、土地禁賣に關する國內法を發布して、條約を事實上空文に歸せしめたのである。

一 商租權の蹂躪

一、佐々江農場沒收事件

千九百十八年支那側は東部内蒙古に於て佐々江嘉吉に、支那が未だ嘗て地籍測量すらしなした事なき東部内蒙古未開地に、文明的施設を以て開墾すべく廣大なる農場經營を許可する條件にて巨萬の出資をなさしめたる後ち之れを沒收した。

二、東蒙土地利權の自滅

千九百十八年日支合辦華豐公司代表者が開魯縣墾務局から札魯特旗内に千五百五十萬天地の拂下げを受け、千九百二十二年日支合辦興隆堂にこの權利を譲渡したが、熱河都統はこの土地を奪回して他に拂下げんとし、口實を設けて前記代表者逮捕令を發したので、この事業は中止の已むなきに至つた。

三、中島農場經營妨害

撫順郊外中島右仲の農場は、我が條約上の權利に基き合法的に商租契約を締結したものであるが、支那側は千九百二十六年奉海鐵道布設に際し、無斷無償にて本農場を横斷して鐵道を敷き、且つ屢々灌漑收穫を妨げ、小作日本人を迫害したので、我が奉天總領事から數次抗議したが反省しなかつた。

四、北陵農場(通稱柳原農場)經營妨害

本農場は千九百十四年柳原政雄が元所有者たる支那官廳三陵衙門に正式に土地商租契約を締結し、其後千九百十五年日支條約成るや、之に基き契約を確實に改竊したるものであるが、支那官憲は屢々灌漑收穫を妨害し、小作日本人に暴行を加へ、殊に千九百二十三年には公然官兵を以て妨害行爲をなし、千九百二十九年無斷無償にて農場の中央を横斷埋立て、鐵道を布設し、我が奉天總領事數次の抗議にも耳を藉さなかつたので、柳原は遂に實力を以て鐵道を破壊した。然るに支那は千九百三十年之れを京都の太平洋會議に持出し、日本人は支那人の交通機關を破壊したと訴へた。

五、東亞勸業の土地沒收事件

千九百二十九年三月瀋陽縣門臺子に於て、東亞勸業會社は支那人李雲飛より土地二十四天地を金壹萬圓で商租したるに、奉天省政府は委員會の決議を以て地主李を死刑に處すに脅迫し、千九

百三十年一月に至り東亞勸業が入手した右關係地券を地主に取り返へさしめた。

六、南滿製糖に對する壓迫

南滿製糖は原料たる甜菜檢付用地を購入せしに、その地主支那人等は國土盜賣令に問はれ、死刑に處せられた爲め、會社は所要の土地を得る能はず、支那人に耕作せしめたが、支那側は之に對しても法外なる課税をなしたので、支那人は植付を拒んだ、之れが爲めに事業は中止の止むなきに至つた。

二 哈爾濱に於ける土地爭議

哈爾濱支那官憲は、千九百二十六年治外法權國國民は不動産の讓渡、競賣、落札の權利なしとの法令を公布し、頗る排日的態度に出でた。元來治外法權國民にして同地の不動産に投資して居るものは、日本人を除いては殆んきない。就中東拓、鮮銀等の金融業者は多額の不動産投資を爲して居るので、前記法令は日本人を目標としたもの、斷言してよい。爾來日本人と支那官憲との間に、土地建物問題を中心として幾度か紛議が醸された。

一、小寺洋行借地土地沒收の暴舉(一九二八年三月)

二、井上折平租借地沒收事件(一九二九年一〇月)

- 三、東省特別區地畝管理局の横暴事件(一九三〇年四月)
- 四、加藤米吉借地沒收事件(一九三一年一〇月)

三 不當課税の強制

一 大連港封鎖を目標とせる關稅政策

支那側は滿鐵の壓迫を策するに共に、大連港の經濟的封鎖を企てた。之れ蓋し大手搦手からの日本勢力排撃策である。滿鐵の壓迫は大連港に影響し、大連港の經濟封鎖は必然的に滿鐵の打撃となり、兩々不可分の日本抵制策である。而して支那側の大連港封鎖手段は關稅自主權の名に於て、大連港を他の支那港灣と差別待遇し、大連を不利の地位に置き、その反面に支那港と支那鐵道に貨物誘引を計らんことを期したものである。

一、戻税廢止、大連港二重課税問題

支那は千九百三十一年四月一日より戻税を廢し、免稅單を發行する事としたが、特に大連港に限りこの免稅單を發給せざる事にしたので、大連港經由の輸入外國貨物は、茲に二重課税を課せらるゝ事となつた。之れ大連港の商勢を奪はんとする奸策に過ぎない。

二、支那の新輸出税率と大連港差別待遇

支那では千九百三十一年六月一日より大連港にのみ新輸出税率を實施した。この新輸出税率は舊税率より高率であるが、この取扱規定中には支那通商港間の輸出に舊税率を適用すべからば、大連港のみ獨り高率なる新税の適用を受け、他港と差別待遇したものである。

三、統稅徵收の差別待遇

南京政府は千九百三十一年一月統稅規則を公布し、奉天省政府もまた同年五月之れを公布實施するに至りたる結果、新輸入税則に依る賦税を區分し、其五分の一を輸入關稅として海關之を徵收し、他の五分の四は統稅として其地統稅局で徵收する事となつた。然るに大連は租借地たる關係上、支那統稅局を設置する事が出来ないもので、海關に於て其全額を徵收して居る。税率そのものは大連たるも他地たるを問はず全然同一なるも、其徵稅機關の所屬官廳を異にするため、貨物の査定價格に著しい相違を生じ、實際上の徵稅率が同一でなく、營口・安東兩港經由のものも大連港とは其稅額に莫大の相違があつた。

四、撫順炭輸出稅協定破棄問題

支那新輸出率實施と共に、千九百三十一年以來履行され來つた撫順炭の海外及び支那内地向け輸出稅は、一率に〇・一〇海關兩とする協定を無視し、外國向け〇・三四支那向け〇・一五の新輸出税率を適用する旨を滿鐵會社に通告して來た。之れ明かに一方的聲明に依る協定破棄である。

五、滿鐵通過露國向貨物輸入税拂戻廢止

千九百三十一年六月支那は輸入貨物にして滿鐵線經由の滿洲向け通貨々物に對しては、一旦納入せる輸入税を拂戻すことに千九百〇九年協定したのであるが、之を一方的意志により協定破棄の通告をして來た。

二 排日排貨を目標とせる不當課税

支那側は大連港封鎖政策と共に、營業稅統稅等内國稅による附屬地の經濟封鎖に併せて、日本商民の壓迫に日貨排斥を策した。かゝる支那側の措置は不當課税と共に、日貨排斥邦人の居住營業妨害をも意味するものである。

一、營業稅の不法課税

營業稅は南京政府の營業稅大綱では、資本金を課税標準とするもの以外、稅率は千分の二を超過する事を得ないが、奉天省では之れを百分の一乃至二に定め、更に之を附屬地居住の支那人にも課税する旨の布告を出した。依て我が行政權侵害の事實を構成し、問題は政治的にも重大化した、又た附屬地日本人でも城内搬入の貨物に對しては、支那人同様課税する意嚮を有し、一方城内居住の邦人に對しても、營業稅を賦課強要するに至り、之れまた治外法權問題に關連する政治問

題の性質を帯びしむるに至つた。要之、營業稅問題は經濟的壓迫と共に、我が權益侵犯の二重の意義を有するものである。千九百三十一年五月五日奉天總領事は嚴重抗議したが、奉天・安東等に於ては依然不當課税問題が頻發した。

二、不當課税の實例

- イ、安東附屬地内支那人經營燐寸工場國華公司に對し、印花稅の納入を強要し、稅捐局では商會に對し、附屬地内一般華商も印花稅を納入すべきこと、否らざれば附屬地外搬出に對して購買者より徵收することを通告した(千九百三十一年五月)
- ロ、附屬地ミ城内の境界通路に稅吏を出張せしめ、支那人の物品を搬入するあれば、脫稅の名目で堵徵し稱し從價百分の五を課した(同)
- ハ、奉天皇姑屯の一支那人が附屬地で麥粉を購入し、歸途巡警のために其搬入を阻止され、統稅稅票を購入貼附せしめられた(同)
- ニ、三井物產奉天支店では、麥粉を奉海線で吉林向發送の際統稅を強徵された(同)
- ホ、奉天附屬地福益洋行は規定通り統稅を收めて燐寸を支商義泉塘に賣却したが、之を發見した稅吏は日本燐寸を使用する時は、價格五十倍の罰金を課すべしと申渡した(同)
- ヘ、奉天の一支那人が附屬地の井上洋品商店で子供帽子を買つて、城内への歸途百分の二の營

業税を課せられた(同年六月)

- ト、奉天城内税局では、(一)統税未納の貨物を附屬地より城内に搬入の場合は、境界地の見張所で徴税する事。(二)城内に於て營業税免除の特典を受けて居る卸商が附屬地に貨物を運搬する時は、その運搬の分に就て營業税を徴することにした(同)
- チ、奉天滿洲運輸会社が附屬地扇利洋行の商品を、大西關馬路灣より城内に搬入せんとした所從價五分を拂ふか、中味を見せるか、難題を吹きかけられた(同)
- リ、奉天城内皮革商九鬼洋行で護照の發給を受けんとした所、税捐局では營業税賣錢簿循環簿の提出方を迫まれ、且つ出產税三分の納入を命ぜられた(同)
- ス、奉天附屬地邦人皮革商寶榮洋行では買手支那人の要求で、已むなく賣錢簿循環簿を備附け製品の城内搬入の都度支那側税局見張所に提示して居る(同)
- ル、支那側は遼陽滿洲紡績工場製品は脱税品であるから、發見次第營業税及び統税を徴したる上、嚴重處分すべしと命令し、同時に各商人に對しても取引中止方を布令した。それが損害を被つた事實は四五にして足らない(同年五月六月)

三 商埠地に於ける不當課税

條約上承認せられ居る商埠地居住邦人に對して、各種名目の課税をなし、日本人の治外法權を蹂躪し、その營業居住を不可能ならしめんとした。

一、奉天城内の不當課税

奉天城内は條約によつて解放せられたものであるから、支那内地に認めるところは出來ない。この點に就ては従前から諸外國間に何等の異論を見ず、従つて一度輸入港に於て輸入税を納付した商品は、之に對し何等の税金を支拂ふの必要なきに拘らず、支那側に於ては奉天城内を支那内地に見做し、營業税實施に至るまでは銷場税四分を賦課し、之を支拂はざる場合は取引先支那人に壓迫を加へ妨害を與へた。

二、哈爾濱道外四道街居住醬油釀造業加藤米吉自家用荷車に車場税賦課の件(千九百二十八年十月十五日)

三、松花江下流三姓は條約上の商埠地であるが、同地居住邦人穀物商小川澄に對し、支那税局は銷場税、斗税納入を強要した(一九二九年七月一日)

四、哈爾濱道裡斜紋街新舞臺に於て、木下木馬團は營業税警察税其他合計全收入の四割に該當する不當税金を強制徴收された(同年七月五日)

五、東支鐵道東部沿線寧古塔居住高岡號支店に強制課税(一九三〇年一月一日)

六、哈爾濱道外北二道街居住雜貨商田中洋行に營業稅支拂命令書交付(千九百三十一年五月十七日)。次で同所居住の邦商十四軒全部に田中洋行同様の營業稅支拂命令交付(同月二十五日)。

四 鑛業權益の蹂躪

支那鑛業條例によれば、支那人支那法人及び外資合辦法人に對しては鑛山の探掘を許可して居る。即ち外國人は支那人に合辦ならば、支那國內の鑛山を探掘する權利が認められて居るのである。之れ單り國內法たる鑛業條例のみに認められて居る許りでなく、華府會議に於ても支那全權施肇基は聲明して居る。加之、滿鐵沿線に於ける鑛山經營は、千九百〇九年滿洲五案件條約により、必ず日支合辦たることを要すことされて居る。此の條約成立以前に在りては、日本は露國より讓渡せられたるまゝの特權を有し、鐵道兩側三十支里以内に於て絶対に支那人及び外國人の鑛山探掘を禁止し、日本人のみが其探掘をなし得るものであつたが、後ち日本側は之を讓歩し、前記の如く單獨探掘權を合辦探掘權に改めたのである。然るに支那側は常に日本人の鑛山經營に對して妨害的態度に出で、條約上の諸權利を蹂躪した。殊に千九百二十七年十一月奉天實業廳は、奉天省内の各種鑛業は悉く支那官民の合同にすべしとの布告を發し、常に邦人の合辦經營を阻止するのみならず、從來より經營せるものに對して凡有る迫害を加へ、遮二無二に利權の回收を圖つた。

一、吉黒林鑛借款契約の蹂躪

吉林黒龍江兩省の金鑛及び國有森林並に其收入を擔保し、千九百十八年八月二日北京政府財政部と中華匯業銀行との間に、金三千萬圓の借款契約を締結した支那側は、この契約事項を履行せざるのみか、遂に同借款否認の態度に出で今日に至つて居る。

二、滿鐵沿線鑛山經營の妨害

千九百〇九年の滿洲五案件に關する協約並に千九百〇七年東三省督撫對奉天總領事間の議定大綱に基き、安奉沿線の鑛務は日支兩國人の合辦にすべきものなるに不拘、支那側は右協約を無視して青城子、牛心臺、田什府其他の合辦鑛業を妨害した。其理由は何れも鑛業條例違反としてゐるも、鑛業條例なるものは英清通商條約第九條に違反せるのみならず、治外法權の原則をも無視したものであるが、る不當な國內法を以て我が條約上の權利を妨害するは甚だ不都合である。

三、大窪溝炭鑛の放棄

千九百十五年の日支條約附屬交換公文に於て、奉天省の牛心臺以下九鑛山の探掘權を日本に許可するこゝを約し乍ら、其大半は實行せず、悉に之れを支那人に許可して居る。奉天省大窪溝炭鑛は日支合辦で日本側出資者は安川敬一郎男であるが、支那官憲は突然該炭鑛の探掘權を取消

したので、安川男は北京、奉天間を奔走し、漸く張學良を名義人として之れを繼續した。然るに支那側は種々なる策略を以て、資金を安川氏より搾取する以外に、事業經營の誠意更になく、安川氏も苦しみ通した揚句、遂に同炭礦を放棄するの已むなきに至つた。

四、撫順炭礦々區既得買收地の否認

撫順炭礦購地規則により、滿鐵會社は、支那縣長の周旋で、鑛業上必要な民地を買收して居つたが、利權外溢防止運動の擡頭に伴ひ、千九百二十四年より之れを拒否するに至り、最近は殊に土地買收を妨害した。

五、西安合辦炭礦の壓迫

西安縣日支合辦西安炭礦の採掘炭の搬出路に、地方官憲は巡警を派し、壓迫により地方民の買入れを阻止した。

六、復州粘土購買權の否認

千九百三十年五月滿鐵の傍系會社たる復州鑛業株式會社は、奉天農鑛廳の正式許可を経て、復州灣一帯の粘土に對し鑛業權を有する監督商辦復州灣粘土鑛業公司と買鑛契約を締結して居つたが、千九百三十一年六月に至り本件許可交付に斡旋した支那人周文富に壓迫を加へ、無斷にて許可を取消した。

七、菱苦土礦及び長石鑛鑛區證書沒收

千九百三十年八月支那側官憲の申出により、振興公司名義の菱苦土礦及び長石鑛區に對する執照を提示したが、種々の理由を附して之を返還せず、又た右鑛區に對し納稅命令を發したので、直に納稅したが、官憲は菱苦土礦は既に取消されたるを以て納稅の要なしと稱し、納入せる稅は贖捐に充當せる旨公文を發した。

八、大石橋滑石鑛強制回收

大石橋音子峪滑石鑛區は伊藤謙次郎が支那人名義を以て經營して來たが、千九百二十九年七月支那官憲は苦力の從業を阻止し之を回收した。

九、本溪湖石灰鑛の強制回收

本溪湖石灰鑛區は、日本人が十數年來支那人と石灰山の採掘契約をなし、平穩公然に營業をなして來たが、支那側は該關係支那人を國土盜賣なりとして處分し、其土地を沒收し、千九百二十九年八月突如武力を以て回收を圖つた。其後千九百三十年五月又々本溪湖附近邦人經營の奉天セメント其他の石灰山に對し、支那官憲は苦力作業を強制中止せしめた。

九、鳳城縣鉛鑛權利取消

鳳城縣日支合辦青城子鉛鑛に對し、支那官憲は千九百二十九年八月鑛業權取消の通知をなした

ので、日本側代表は抗議をなすに共に、作業を繼續して居つたが、支那官憲は日本人の退居要求、車馬夫の拘禁、馬匹の沒收等をなした爲め、作業不可能となつた。

一〇、弓張嶺鐵山運礦鐵道敷設妨礙

奉天省政府に飯田延太郎間に於ける弓張嶺鐵礦公司合辦契約に於て、公司の運礦鐵道敷地を認め居たに拘らず、千九百三十年奉天省交通委員會は既得權を否認する態度に出た。

一一、本溪湖煤鐵公司に對する壓迫

本溪湖水源地用水は千九百二十七年十一月租用滿期となり、滿鐵會社は續締を再三交渉したが、遂に何等の解決を見なかつた。

一二、撫順オイルシエール採掘の抗議

千九百三十一年四月南京政府は公文を以て、撫順のオイルシエール採掘に對する抗議を提起したが、日本側は之れを默殺して居る。同様の問題は菱苦土礦の採掘及び石灰山の採掘にも持出して居る。

五 森林事業の壓迫

千九百十五年日支條約によつて、日本人は滿洲に於て森林事業に従事し得るに拘らず、支那側は

國內法を以て外國人に對して森林拂下げを禁止し、森林伐採權を外國人に讓渡し、又は之れを擔保として借款する事を禁止し、以て其權利を無効ならしめた。故に富士製紙、王子製紙、三井、大倉等相ついで數千萬圓を投じて森林事業に着手したが、支那官憲は不法にも其許可を取消し、或は馬賊を使喚して事業を妨害した。

一、吉林省林業妨礙

吉敦鐵道沿線には張廣才嶺、老爺嶺等の山脈あり、原始林に蔽はれて居るが、千九百三十年吉林當局は突如之が一帶の伐採を禁止し、爲に我が建設鐵道たる吉敦線營業及び我が木材業者に大打撃を與へた。

二、札免公司の林區封鎖

黑龍江省興安嶺の林區を有する札免公司には、滿鐵會社より金二百萬圓を出資しあるが、支那側は右出資の事實を否認し、更に巨額の出資を要求し、千九百二十五年の滿鐵會社、黑龍江省間の札免林區善後辦法を履行せず、屢々軍隊を以て林區を封鎖するが如き暴戾を敢てした。

三、中東海林公司に對する壓迫

本公司は東拓に吉林省政府との合辦事業にて、豊富なる森林材積を有するものなるが、支那官憲は東拓の事業經營權を回收せんとして屢々畫策した。

四、石人溝森林伐採權沒收

奉天省興京縣所在石人溝森林は、千九百十六年邦人榑原政雄が伐採權を購入し、爾來經營せるものなるが、支那側は千九百二十五年奉海鐵道布設工事に着手するや、之れを奪取せんことを企て、遂に暴徒を使喚して監督なる内地人一名、鮮人一名を慘殺し、他を放逐して不法占有をなし、奉海鐵道の枕木に使用し、日本官憲の抗議を黙殺し、爾來之れが經營をなすを得ざらしめた。

六 邦人企業營業に對する迫害

支那側が日本人の經濟的發展に對する彈壓行爲は、不當課税、林業の壓迫、商租權の蹂躪等枚舉に遑ないが、更に日本人の企業、營業方面に對する直接壓迫事情を見やう。

一、邦人經營の競馬場奪取

株式會社哈爾濱競馬場は帝國法規に従ひ、合法的に設立經營中であつたが、支那官憲は該競馬場の敷地期限經過に地代滯納を理由として、多數の巡警、吏員を派し、競馬場屋上に掲揚しあつた日章旗を無斷引下し、強制回収の舉に出でた(一九二八年一月)

二、滿洲紡績に對する壓迫

滿洲紡績會社は千九百二十五年北京政府から、其製品の國內輸出は從價五分を徵收する外、一切

の課税を免除するの特典を與へられ、事業を開始したものであるが、奉天官憲は奉天紡績廠を保護するため、右の特典を無視し、不當なる重税を課する外、原料棉花買入に妨害を加へた。

三、通遼勸業公司襲撃事件

千九百三十一年六月通遼東亞勸業公司農場では、豫て支那官憲の諒解を得、邦里七八里に互る現場工事を營み居つたが、支那官憲は俄に工事中止を命じ、更に同地公安局長は遊撃隊四十名を率ひて現場を襲ひ、苦力頭を拘引し、苦力小屋を焼却して、一千六百名の苦力に退散を命じた。

四、奉天城内日本電話に對する壓迫

千九百〇八年の日支電信協約に基き、日本は奉天滿鐵附屬地に奉天城内との間の電話線を保留し、之が經營の權利ある處、千九百二十九年支那官憲は奉天城内市區改正のため、右電柱の移植を要求し來りたるにより、之をケーブル式に改める事に協定し、千九百三十年末着手、城内全部の工事を完了したるに、翌三十一年八月に至り、奉天電政管理處は商埠地に於ける接續工事を阻害し、我が經營に大なる支障を與へた。

五、盛京時報の壓迫

奉天の漢字紙盛京時報(邦人經營)に對し、記事が支那側に不利なる場合は、官權を濫用して猛烈な迫害を加へつゝ、あつたが、千九百二十七—八年に互り約十箇月間は、同紙の發賣に徹底的妨害を

なし、殆んぎ營業を不可能ならしめ、莫大な損害を與へた。其後時々壓迫を加へ、千九百三十年六月より八月には同紙販賣店を迫害して配達を阻止し、又た千九百三十一年七月より八月には、同地公安局長は遼寧國民外交協會を結托して、奉天に於ける同紙有力販賣人を公安局に逮捕監禁して卑劣なる迫害を加へた。

六、北滿電氣株式會社に對する壓迫

本會社は千九百十八年設立、哈爾濱市に於て電力電燈の供給權を有するものなるが、支那側は千九百二十六年哈爾濱市政を露國より奪取するや、直に吉林省政府の出資に係る哈爾濱電業公司（後に官營電氣局を改稱）を設立し、北滿電氣の顧客を強制して之を奪ひ、其壓迫は次第に露骨となり、北滿電氣の電柱電線の擴張をなすを許さず、遂に其營業權否認の態度を示した。

七、昭和酒精公司に對する壓迫

本公司は舊ボロヂン高田醸造會社を繼承し、東拓系資本にて經營せるもので、醸造能力は世界屈指のものである。千九百三十一年其醸造せる酒精を南滿方面に移出せんとしたが、支那市政局は出庫許可を與へず販賣を妨害した。

八、歲末賣出の禁止

東省特別區市政管理局は傅家甸市政籌備處を謀り、千九百三十年十二月哈爾濱商人の歲末賣出

を一齊に禁止した。

九、邦人質商を壓迫

吉林省政府は千九百三十年十月苛酷なる邦人質商取締令を發布し且つ家屋の貸與を禁止した

一〇、外人よりの資金借入禁止

千九百三十年三月黑龍江省政府は省民に對して、不動産抵當の下に外人より資金借入並に不動産賣却を禁止する旨を布告した。同省には森林伐採、運送、金融等、邦人の企業多き爲め、該禁止令は邦人に多大の打撃を與へた。

一一、外資による華人商店取締

哈爾濱道外濱江商務會は、千九百三十年八月外國資本により營業せる華人商店取締に關する件を議決し、六ヶ條を定めて直に實行に着手したが、之れ支那官民が徒らに排日思想に驅られて條約を無視したものである。

一二、朝鮮人經營錢舖の壓迫

哈爾濱道裡水道街錢舖鼎德號を經營しつゝ、あつた鮮人金鼎九は、千九百三十年八月突然支那官憲より閉鎖を命ぜられた。

一三、外國人經營の保險業排斥

東省特別區行政長官公署は千九百三十年八月支那側各機關及び法團に對し、爾後外國保險會社の保險に附すべからずと訓令を發した。

一四、聯合通信掲載禁止命令

五月一日東北官憲は各支那側新聞社に對して聯合通信電報掲載禁止を命令した(一九三一年)

一五、邦商との取引禁止

六月一日遼寧縣稅捐局は中國特産商同業組合に對し邦商との取引を禁じた(同年)

一六、搬送現洋差押へ

六月十二日奉天商埠地公安局日本の搬運現洋を差押へた(同年)

七 邦人の居住及び旅行に對する妨害

一 居住に對する迫害

支那側は内鮮人排斥の意圖を以て故意に條約を曲解し、既に條約に依つて認められ且つ過去幾十年間、何等問題を起さなかつたに不拘、千九百二十八年より突如内鮮人の放逐事件が頻發するに至つた。日本官憲の力の及ばざる奥地部落に於ては、暴力を以て之を強ひ、然らざる場合は支那人家主を使喚脅迫して家賃を法外に値上げせしめ、或は内鮮人に家屋貸與を嚴罰する等の惡辣手

段を取り、遂に内鮮人をして自ら立退かざるを得ざらしむるに至つたのである。滿洲に於ける排日の淵源地である哈爾濱方面に於ては、千九百二十九年三月二十日濱江公安局は管下各警察署に哈爾濱傳家甸居住の内鮮人を最短期間内に一律に立退かしむべしと密令を發し、次で傳家甸警察署は同三月二十八九兩日に互り、朝鮮人に家屋を貸與せる支那人家主を拘引留置し、内鮮人に家屋を貸與するは不都合なり、殊に朝鮮人に家屋を貸與せば、日本官憲之れに干涉し、不利な結果を招くを脅しつけ家主を釋放したので、家主は一齊に立退きを要求した。傳家甸は哈爾濱の支那街で、條約上の商埠地であり、各國人の自由居住權が認められて居る所である。

一、奉天城内居住邦人の壓迫

奉天は千九百〇三年の米清通商條約に依り開放せられたものなるに拘らず、奉天官憲は城外に商埠地を設定し、此所に限りて外國人の居住營業を許すとの不法なる主張を固執し、日本及び關係諸國屢次の抗議を無視し、城内居住邦人に對しては家主迫害の方法で立退きを餘儀なからしめた結果、城内残留者僅に四十戸になつた(一九三一年六月)

二、哈爾濱に於ける内鮮人の壓迫

イ、在哈支那官憲の強要による支那人家主の家賃二倍乃至三倍値上げ事件(一九二九年三月二

十五—二十七日)

口、同市居住鮮人に對し家主、巡警同行無法なる強制的手段による立退事件(同年五月十三日)

三、洮南に於ける日本人退去要求

洮南公安局長は日本人全部に即時退去を要求した(一九三〇年六月三十日)

四、陶賴昭に於ける邦人立退要求

東支鐵南部線陶賴昭及び石頭城子居住邦人に對し、千九百二十八年二月十七日同地駐在支那官憲は、突如即時立退を要求した。

五、三姓に於ける内鮮人立退要求

松花江下流三姓居住内鮮人に對し、千九百二十九年四月十日同地の支那官憲は、三姓城内は商埠地にあらずし條約を故意に曲解し、即時立退きを要求した。

二 旅行に對する壓迫

過去十年に亙り奉天及び遼源交渉員は、洮南以西地方及び吉林省北部地方並に最近には大連と競争の地位にある葫蘆島に對して、共に日本人の遊歴を制限する目的を以て、日本人の護照のみに對して禁止的符箋を貼附し、諸外國人に比較して差別待遇を與へ、日本が數次抗議せるにも拘らず、毫も反省せざるのみか、其後却つて鐵嶺、遼陽、安東、營口、通化、海龍等の交渉員に對しても、奉天、遼源同

様右制限符箋貼附方を訓令した。一例：千九百二十八年十二月一日吉林省長は省内各縣知事に對し、日本人奥地旅行者取締に關して、近時日本人の奥地方面を旅行する者増加せるが、其中には商人を装ひながら日本政府の内命を受け、國情探索を行ふ者あり、省氏は須らくこの點に留意し、日本人の旅行者に對しては輕忽に國事を談ずべからず、密令を發した。斯くて千九百三十一年六月、中村大尉、井杉延太郎慘殺事件を演出したのである。

一、支那警官暴行事件

東支西部線博克圖に滞在し滿蒙植物標本採集中であつた佐藤潤平は、千九百二十九年七月五日午前九時植物採集用背囊、寫眞機等を携帶し、同地郵便局前を通行中巡警に誰何されたので、植物採取に來た旨を告げ、執照を示したが承知せず、突然公衆の前で毆打した後警察署に留置し凌辱を加へた。

二、中村大尉虐殺事件

千九百三十一年六月二十六、七日洮索地方旅行中の中村大尉並に案内者井杉延太郎を虐殺し、七月一日其死體を燒棄し金品其他を竊取した。

三、滿鐵總裁一行襲撃事件

同年九月四日吉林及び敦化間に於て内田滿鐵總裁一行の列車を匪賊が襲撃した。

八 排日運動

三四

滿洲に於ける排日は、排日教育の徹底と官邊の煽動宣傳に依つて、漸次社會の各層に浸潤し、就中滿鐵沿線以外の地方では市黨部の指導者が組織的排日運動助成の結果は、漸く本格的色彩を帯びしめ、前途甚だ憂慮すべき事態を生じて來た。而してその最も甚だしきは哈爾濱であつた。次に奉天では特に軍隊方面に排日思想が横溢し、その毎日抗日的傾向顯著なるものあり、他面全支を通ずる國定排日教科書は、滿洲に於ける各級學校に適用され、その少、青年子弟の排日思想涵養に資するこゝ大なるものがあつた。斯くて戸主階級の商工農民は比較的排日思想は稀薄であり、中には自國官邊の暴狀を呪咀するものさへあるが、青少年階級は滔々相率いて排日毎日の徒となり、將來最も恐るべき動向であるこゝされて居る。

一 哈爾濱に於ける排日運動

一、吉會線敷設反對排日運動

吉會線鐵道敷設反對の聲は、千九百二十八年九月十月頃滿洲各地に擧げられ、哈爾濱に於ては十月十一日在哈支那側各團體代表三百餘名濱江商會に參集し、排日演說に氣勢を揚げ、十一月五日支

那人男學生二千名集合全市を示威遊行し、盛んに宣傳ビラを撒布した。該宣傳ビラは頗る激烈な字句を陳ねて居つたが、支那官憲は教唆的態度であつた。同九日支那學生三千名集合、第二回の排日示威遊行を爲し宣傳ビラを撒布した。

二、濟南事件一周年記念排日運動

千九百二十九年五月三日が恰も濟南事件一周年に當れる機會に、國民黨哈爾濱支黨部が中心となり、激越な排日宣傳ビラを撒布しながら市中を遊行した。

三、二十九年五月の排日運動

哈爾濱救國團中心となり、千九百二十九年五月二十一日在支那學生を動かし、市中各地に救國の急務、國貨提唱、吉會鐵道敷設反對等の大旗を掲げ、屋外演說をなして排日氣分を煽動し、午後は約五千名の支那學生と共に示威的に市中を遊行した。

四、三十年一月の排日運動

千九百三十年一月八日在哈支那學生團は、治外法權撤廢問題に關聯し、屋外演說によつて民衆の排日氣分を煽り、更に哈市各樞要地點に日貨抵制、利權回收等を題目とし、激越な文句を聯ねた排日ポスターを貼附し、排日宣傳ビラを撒布した。

五、孫文逝去五周年記念排日

三五

千九百三十年三月十二日孫總理逝去五周年記念日を期し、打倒帝國主義旅大回收、日貨抵制等の文字を列ねた排日宣傳ポスターを貼附して示威運動を敢行した。

六、在哈日本總領事館襲撃事件

千九百三十年五月一日支那人及び朝鮮人より成る一團は、日本總領事館に向け投石し、硝子窓を破壊し、更に館内に侵入せんとしたので、支那警察及び支那軍隊出動して暴動を鎮壓した。日本總領事は當時逮捕された犯人朝鮮人の引渡方を要求したが、支那官憲は該犯人は支那國籍のものなりと詐稱して肯んぜず、寧ろ擁護的態度を取り密かに釋放した。

七、萬寶山事件と排日高調

哈爾濱支那側では萬寶山事件、朝鮮に於ける鮮人暴動事件の反動的運動表面化し、各有力團體の間に打倒日本帝國主義の聲を昂め、千九百三十一年七月十三日哈爾濱市商會に於て國民後援會を開き、激越なる決議をなし、中央黨部國民政府外交部、東北政務委員會其他各方面に其旨を電報したが、この前後より内鮮人との小競合、小被害は日々の事にて枚擧すべくもなく、兩者の悪感情は尖鋭化し、何時衝突事件勃發するやも計り難く、この險惡な情勢に鑑み、在哈邦人各機關は萬一の有事に對する手配を講じ、朝鮮人普通學校は休校し、日本小學校は部署を定めて兒童を保護した。一方哈爾濱國民黨支部では排日宣傳に努め、該黨務特派員辦事處は猛烈な排日標

語を作つて配付した。又た支那學生は東支列車に乗込んで乗客に排日宣傳をなした。

七月十四日哈爾濱市商會に於ては、各團體の聯合大會を開き、激越なる排日演說の後、對日經濟斷行を決議した。次で中國國民黨哈爾濱黨務特派員辦事處は、南京中央黨部、國民政府各部院會各省市府、各省市黨部、各海外總支部、各民衆團體、各新聞社に架電した。

七月十五日哈爾濱市商會、濱江商會、東省特別區教育會、哈爾濱市自治會、哈爾濱律師公會其他各團體聯名で、國民政府、中央黨部に排日通電を發した。

二 其他に於ける排日運動

一、齊々哈爾學生の排日熱高調

千九百三十年二月二十日齊々哈爾第一中學校生徒は、他校の生徒と相謀り日本は滿洲を併呑する計畫ありと誣ひ、排日運動を行つた。

二、齊々哈爾黨支部結黨

千九百三十一年四月齊々哈爾國民黨支部の結黨式を舉げたが、爾後支那官憲の對日態度俄かに惡化し、家屋賃貸禁止、日本品ボイコット、通行内鮮人嚴重監視、鮮人移動通過抑止等、種々な排日行動が顯著になつた。

三、吉林黨部の鮮人煽動

千九百三十一年七月三十日吉林國民黨指導委員會は、排日を鼓吹すべく韓國民衆に告ぐるの書を發表して、鮮人方面の煽動に努めた。

四、東北文化社の排日宣傳

同社は奉天官憲の機關として常に排日放送を事として居つた。その一例は千九百三十一年二月撫順炭坑大山坑自然發火の際に一人の死者もなきに不拘、三千の坑夫爆死せり、虚偽な宣傳をなした。

五、遼寧外交協會の排日決議

千九百三十一年四月奉天省外交協會は、旅大回收問題、在滿日本不法對策、治外法權撤廢等を決議した。同會は千九百二十九年四月組織され、機關雜誌を發行し専ら極端な排日を煽動した。

六、通遼外交協會分會の排日決議

千九百三十一年六月通遼外交協會では、(一)中國人は日本人に家屋を貸すことを許さず、若し違反する時は監禁す。(二)中日鐵道交渉に失敗あらば、縣外交協會を以て後援す。(三)中國人にして外國の奴隸的商人たるものに對しては、辦法を設けて之を抑壓排斥す云々を決議した。

七、支那兵營の排日スローガン

北大營全兵舎には一室毎に旅團訓令として王旅長署名の下に、激越な排日スローガンを掲げて居つた。

八、齊克沿線の排日ポスター

千九百三十一年七月齊克鐵道沿線には、到る所に排日ポスターを貼附し、驛長室の如きは壁の全面にこの種のポスターが貼附してあつた。

九、各地の排日連索

千九百三十一年八月初旬に南北滿洲各地に互つて、出所不明の排日傳單が各方面に郵送せられ、殊に日本商店雇傭の支那人等に對しては、數回に互り排日文が送達せられた。その宣傳文には「生存の連索」して排日排貨を叫び、二十四時間内に此様式に倣ひて寫九通を作製し、自己の朋友に送付せよ、この連索を斷ちて履行せざるものは亡國奴なりとあつた。

一〇、吳鐵城の排日講演

三月十一日吳鐵城は交通協會で、日蘇侵略下の東四省を題し、極端な排日講演をなす(一九三一年)

一一、外交協會總會の排日決議

四月五日遼寧外交協會總會は日本非法行動、抗日、排日、排貨を決議す(同年)

一二、外交協會抗日方法決議

四月八日遼寧外交協會は對日外交強硬、對日抗爭方法、日貨排斥、日本鐵道對抗、對日經濟絕交、不提携主義等を決議した(同年)

四〇

九 日貨排斥

滿洲に於ける日貨排斥は、亦た自ら支那本土に其事情を異にするものがあるが、全滿的に日貨排斥は相當古くから行はれて居つた。最近に在つては黨部方面の組織的にして、毒惡なる手段方法が漸く浸潤し來り、その前途には實に寒心に耐へざるものがあつた。各種不當課税の如きも多分に日貨排斥の精神が籠められて居つたものである。

一 北滿及び通遼方面に於ける日貨排斥

北滿は南滿に事情を異にし、其行政權が全然支那側にある故に、學生若くは黨部の排日及び排貨運動が露骨に行はれて居る。北滿の中心的都市は哈爾濱、齊々哈爾で、共に從來集散する輸入物資、就中雜貨類の大半は日本品が占め、日本の重要な市場であつたのである。通遼を始めとして洮昂沿線等日本勢力の稀薄な地方も、また北滿同様の事情にある。尙ほ日貨排斥運動は多くの場合、一般的排日運動と併行し不可分の關係に置かれてある。

一、哈爾濱に於ける情況

哈爾濱に於ける日貨排斥運動は、勿論昨今のこゝではないが、最近では千九百三十一年五月支那人鞋製造業者の日本製ゴム靴不買同盟運動を顯著なものとするが、その俄然として激化したのは、六月末に勃發した萬寶山事件以後の事である。由來常に排日排貨の尖端に立つものは、學生團及び市黨部々員である。七月十四日各團體聯合大會を哈爾濱市商會に開催し、經濟斷交を決議して以來種々の策動があつた。

二、齊々哈爾に於ける情況

齊々哈爾に國民黨支部の結黨されたのは千九百三十一年四月十日であり、對日態度の悪化はそれ以後の事に屬する。先づ日本品不買同盟の聲は黨支部によつて揚げられたが、其後萬寶山事件に刺戟せられて排日の火の手あがり、七月には同地國民協會が第四次執行委員會を開き、國貨提唱、日貨排斥運動も本格化し、八月一日商工學界より五十名の代表を挙げ、目的遂行のために檢察、調査、宣傳、編制の四部を設け、實行委員三十五名を選定し、愈々南方市場式の排日運動を實現せんとしつゝ、あつた。

三、通遼方面に於ける情況

通遼方面は外交協會分會が中心となつて、排日を煽つて居たが、千九百三十一年六月十日農務會

に會議を開いて排日を決議した。其他洮昂沿線一帶に排日排貨熱漸次熾烈なるを見た。

四二

二 其他の日貨排斥

一、支那鐵道の外國貨物差別待遇

千九百二十一年二月華府會議九國條約に於て、支那は全鐵道を通じ如何なる種類も雖も、不公平なる差別を行ひ、又は許容せざるべきことを約定すあるに拘らず、支那側は千九百三十年一月中華民國鐵路貨物分等表を作製し、外國貨物に對し自國貨物よりも高率の運賃を強制的に課した。滿洲に於ても之れが爲に日本は最大な打撃を受けた。

二、鐵道材料入札の排日的決定

奉海鐵道は機關車十輛新造に當り公共入札に附し、千九百二十九年四月開札の結果、滿鐵第一位三菱第二位に落札したに拘らず、排日的動機からスコタ工場から購入した。

三、撫順炭の排斥

撫順炭の運賃差別待遇は既に述べたが、千九百三十年遼寧農礦長劉鶴齡の名を以て、各縣商會、工場、其他石炭使用箇所、支那炭使用、外炭禁用を、東北政務委員會の認可を得て實施した。千九百三十年中國々煤聯合會の南京政府に對する國產炭使用、外炭驅逐請願、翌三十一年の撫順炭輸出

稅増徴等も從つて重大な意味を含んで居る見られる。

四、邦人燐寸の排斥

千八百四十四年米支條約第五條に於て、外國人の取引に對し專賣其他の有害なる束縛によりて其業務を阻害すべからざることを明記されあるに拘らず、千九百三十一年東北四省に於て燐寸專賣制を公布し、邦人の燐寸製造又は輸入を禁遏した。

一〇 朝鮮人に對する壓迫

支那官憲は鮮人の滿洲移住を以て日本帝國主義の先驅なりとし、鮮人の壓迫を以て滿鐵の壓迫大連港の封鎖政策と同一に重大視し、其彈壓迫害至らざるなき所であつた。千九百三十年吉林省が發布した鮮人歸化訓令竝に鮮人放逐密令を見れば、その辛辣なる對鮮人態度を知ることが出来るのである。斯くして支那側は鮮人の農業移民壓迫策を講じつゝ、あつたのである。然るに鮮人は由來支那人が放棄した荒蕪地を開墾し、支那農民の嫌惡する濕潤地を求めて水田事業を開き、顧みられざる滿蒙の資源を開發する偉大な功勞者であるに拘らず、支那側は疑心暗鬼に驅られて折角開發した富源を封鎖せんとし、剩へ支那人地主は官憲と策謀して、鮮人が粒々辛苦によつて漸く美田となるや、言を構へて無法にも小作鮮農を放逐し、その利を獨占せんとする奸手段に出づるに

四三

至つたのである。斯くて鮮人は日本官憲に頼まんご欲するも遠隔にして力及ばず、他方支那官民は暴虐を盡し、鮮人は全く天涯無辜の民にして久しく死線を彷徨しつゝ、あるのである。

一 北滿方面の實例

一、一面坡奥地の鮮農大彈壓事件

東支鐵道東部線一面坡奥地同賓縣四萬臺居住水田耕作中の鮮農百六十四名(男五十九名、女四十三名)子供六十二名は、千九百二十七年三月及び翌年二月の二回に該地方支那人地主より小作として募集されて來たものであるが、千九百二十八年の稻作不良で全收穫の粃を提供するも、尙ほ契約面の小作料に充たない慘狀に陥つたので、鮮農は小作料の低減方を哀願せしに、地主等は無法にも十月十五日全員の鮮人を監禁し、一部の男子は武装支那人監視の下に勞役に服せしめ、奴隸同様に酷使し、監禁中の鮮女を毆打して流産せしめ、鮮人少女を強姦する等の惡逆を敢てした。我が官憲の抗議で鮮人は釋放を見たが、地主等は何等罪に問はるゝ事はなかつた。

二、綏芬河避難鮮人壓迫事件

露領沿海州居住鮮人で蘇聯邦官憲の壓迫に堪へ兼ね、露支國境綏芬河附近經由支那に逃げ込む者が、千九百三十年三月頃から激増した。綏芬河駐在の支那官憲は支那領に逃避し來る此種鮮

人に對して、一人一千元以上の入國金を所持せざる者は入國を禁止する旨を申渡し、右條件に副へる者からは竊かに金品を要求し、應ぜざるものは之を露領に放逐した。

三、農安縣鮮農壓迫事件

吉林省農安縣靠山屯支那公安局員が私腹を肥さんがため、鮮人の支那入籍手續費用を三元より十六元に値上げせんごした事に端を發し、該地居住の鮮農四十戸三百餘名が公安局員に抗爭するに至つた結果、千九百三十年五月十五日公安局は鮮人側耕作地を暴力で沒收し、居住家屋全部を釘付けごなした上、無慘にも鮮人全部を管外に放逐した。

四、寧古塔鮮人虐殺事件

千九百三十年十月寧古塔鮮人小作人百餘名は、支那地主との爭議より支那軍隊に衝突し、死者二十名、負傷者數十名を出した。

五、東支東部線奥地鮮農壓迫事件

東支鐵道東部沿線東寧縣居住朝鮮人に對し、千九百三十一年四月十一日該地支那官憲は何等不都合なきに拘らず、吉林省黨部の命令なりご稱し、四月三十日迄に縣外に立退くべしご嚴命した

六、吉林省長鮮人排斥訓令

七月十日吉林省長官張作相は鮮人排斥を訓令した(一九三一年)

二 間島に於ける壓迫

間島に於ける鮮人の待遇に關しては、千九百〇九年九月の間島協約に依つて協定せられ、自餘の各地は特殊の意義を含まれて居るのであるが、支那側は全然之れを他地方に區別せず各種の壓迫制限を加へた。

一、鮮人土地所有權否認

國土盜賣禁止令を在間島鮮人にも適用し、土地所有權の獲得を許さず、間島協約は空文に歸せしめられた。

二、産米の朝鮮販運禁止

朝鮮の米價は間島の約倍値なるに拘らず、支那側は産米の販運を不當に阻止して、朝鮮人に經濟上打撃を與へつゝあつた。

三、朝鮮人不法逮捕處罰

最近東三省支那官憲は在朝鮮人に對し、條約を無視して擅に逮捕監禁し、而かも其多くは何等裁判手續を取らずして數ヶ月乃至一ケ年以上に亙り、監獄内に放置するの無暴を敢てした。滿洲事變直前奉天監獄に居つたもの、みでも六十餘名、敦化約百四十名、吉林約二百三十餘名、哈爾濱

約四十名の多數であつた。

四、補助書堂改築阻止

間島大坎子補助書堂を改築せんとするや、八月二十一日支那官憲は之を阻止した（一九三一年）

三 南滿各地に於ける事例

南滿各地に於ても鮮人追放事件續發しつゝあつたが、主なる事件次の如し。

一、千九百二十九年五月撫順萬達屋部落一帶の鮮農が水田植付中、支那村長等の引率せる暴民が三百餘名の鮮農を包圍發砲した。

二、千九百三十年四月東明中學校は支那當局の強制處分に遭ひ、鮮人の共有財産たる校舍を奪取され、支那側は之れを縣立學校に編入し、引續き各地に散在せる私立學校にも武力を以て彈壓を加へ、益々其範圍を擴大した。

三、同年五月上達貝溝居住鮮農に對し巡警百餘名を派して驅逐した。

四、同年八月臨江縣八通溝公安局分局長は軍隊三十名の應援を得て、管内居住鮮農百餘名に對し立退きを嚴命した。

五、同月安圖縣高麗歲子公安分局長は同地鮮農八十餘戸に對し立退命令を下した。

六、同月本溪湖附近の鮮農は約一千天地の水田を耕作中、支那側は數名の武装巡警を現地に急行せしめて三日以内に立退を命じた。

七、千九百三十一年八月通遼の支那官憲は鮮人醫師に營業禁止、立退強制を命じた。

四 萬寶山事件と鮮人壓迫

一、萬寶山事件

千九百三十一年二月萬寶山に於ける支那地主の團體たる長農稻田公司と朝鮮人との間に、十ヶ年間の水田耕作契約成りしかば、墾務に従事する鮮人の一行は現地に赴き、二邦里に互を水溝を作るべく伊通河の堰止工事を開始した。然るに水溝通過地方面の支那土民は之れに異議を唱へたので、鮮人側は日本官憲を通じ支那官憲に解決方を交渉せしに、支那官憲の使喚により土民約五百名は、兇器を擁して突如工事現場を襲ひ、堰止工事を妨害し破壊せる外、鮮人に對して言語に絶した慘忍暴虐を敢行した。

二、同年六月二十六日支那人暴徒哈爾濱日本人小學校襲撃投石事件。

三、扶餘に於ける暴舉

吉林省扶餘縣第八區警察管區内に居住し、水田經營を爲せる六十三戸、三百餘人の朝鮮人に對し

千九百三十一年七月二日該地支那官憲は即時立退を強要し鮮人家屋を沒收した。

四、一面坡鮮人逮捕事件

千九百三十一年七月九日東支東部線一面坡公安局は、吉林省政府の嚴命なりと稱し、巡警二十名を一面坡朝鮮人民會に派遣し、民會長、同議員、職員等三十四名を逮捕拘引した。但し其理由は明示しなかつた。

五、齊々哈爾に於ける内鮮人襲撃の陰謀

齊々哈爾支那學生は萬寶山事件及び朝鮮騷擾事件の刺戟を受け、俄然排日氣勢をあげ、千九百三十一年七月十日首腦者會合し、在齊内鮮人襲撃の計畫を進めたが、日本領事之れを探知し、支那公安局に學生團の取締を要求したので表面化するに至らなかつたが、學生團の興奮は甚だしく際あらば事を起さんとする空氣濃厚なため、内鮮人は著しく不安に驅られ一部は避難した。

六、朝鮮日報記者射殺事件

長春曙町居住朝鮮日報及び東亞日報長春支局長金利之と朝鮮日報本社特派記者申榮雨は、排外狀況視察のため千九百三十一年七月十一日吉林方面に赴きしに、朝鮮人の組織せる國民政府黨員は右兩人を吉林城内牛馬街民生醫院に拉致し、三日間監禁種々嚴重なる取調を行ひ、同十三日釋放した。同十五日兩記者は長春に歸るべく正午吉林驛に向ふ途中、突如數名の鮮人に襲はれ

金利三は射殺され、申榮雨は危く難を免れて吉林日本警察署に急報した。同署は直に朴巡查を現場に急派し、犯人の隠家に向はしめたが、吉林公安局の巡警數名現はれ、搜索を阻止し、拳銃を放つて朴巡查を撃退した。後、公安局に連行取調べの上、漸く釋放した。かく支那巡警が犯人を擁護し、不逞鮮人を使喚しての鮮人迫害事件は、東支東部線隨所に行はれ、巡警も不逞鮮人は常に連絡呼應して善良なる鮮人を脅迫し、金品を捲き上げた實例は枚舉すべくもない。

七、鮮人農場に支人放牧

東支南部線五家驛附近の朝鮮人農家十戸の所有する農場内に、千九百三十一年七月十七日以来支那人が故意に牛馬を放ち、農作物を荒し、其不法を問責すれば却つて迫害を加へんとして居る。かく鮮農は到る所に戰々恟々として支那人の暴舉を拱手傍觀するの慘狀にあつた。

八、哈爾濱鮮人小學生迫害

千九百三十一年七月七、八兩日に互り哈爾濱普通學校生徒に對し、支那人暴漢は學校往復の途を擁し、毆打、投石等の迫害を加へ、生徒側に多數負傷者を出し、内數名は重傷者であつた。

一一 支那裁判の不正

支那人を相手とする訴訟は、日支條約上被告の國籍裁判所に於て之れを審理する規程で、數年來

日本は支那の希望を尊重し、滿鐵附屬地にも之れを準用して居るが、斯る事件に付き訴訟を支那裁判所へ提起するに、支那裁判所は國際慣例に基いて締結せられた千九百十五年の日支條約を否認し、審理は不正で、只管日本側提出の證據を否認せんことを努め、甚しきは金錢受授の證據にして相手方支那人の受領證を示す。雖も、尙ほ該受領證に現金が同時に受渡しを了したる證據ありやと云ひ、且つ常に徒らに時日を遷延し、審理七八年に互る場合も少なからず、而かも我が債權を認めたる場合も、抵當權設定に因る當然の優先權を否認し、虛構の債權者をして配當參加をなさしめて我れの收得金を減じ、又は債務者の財産競賣を決定するも、條約上の我が權利を否認して日本人側の參加を許さない事實上競賣執行を迴避しつゝある。之れに對して我が外交官憲より支那當局に其不都合を詰れば、支那の司法權は獨立神聖なるを以て如何にも致し難い。答へるのが常であるが、事實支那の司法權は獨立神聖なものではない、裁判官は賄賂を貪り、判決は軍閥によつて左右せられ、債務者たる支那人が軍閥と關係ある場合に於ては、假令支那裁判所で我が債權を認めたるものでも、軍閥の脅迫に依り強制執行をしない、斯くして巨額の損害を與へて居る。而して之れを以て支那は法治國なりと世界に吹聴宣傳して居る。

一、朝鮮銀行對支商萬發源事件

哈爾濱朝鮮銀行支店が債務者たる支商萬發源に對して假差押の申請千九百三十一年五月十五

日を爲せるに、濱江法院は同商店の財産は已に行政差押中に屬するから如何にもなし難しと回答した。支那では司法も行政も權力者によつて自由に左右され、權力者が自己擁護の爲には時に無辜の生命を絶ち、財産を没収するは稀しい事ではない。この事件の如きは權力者の無法横暴振りを示したよい實例である。

二、東拓の競賣参加拒絶事件

千九百三十一年一月東洋拓殖株式會社哈爾濱支店が露人某に對する債權取立に關し、東省特別區地方法院に其の所有財産競賣金額分配方を申請した所、法院は本件に關し東省特別區行政長官に參加の是非を問合はせ、長官は更に在奉天東北政府委員會に、委員會は南京政府に請訓したが、南京政府は東拓の參加を拒絶した。斯くて東拓は遂に債權取立不能に陥り、延て既に露支人に貸付け居る數百萬圓の債權にも不安を感じずるに至り、其他露支人に債權を有する邦人側金融業者も著しく危懼の念に驅らるゝに至つた。

三、邦人經營昭和酒精公司不動産競賣事件

昭和酒精公司是元日露合辦會社なりしも、東拓に對する債務關係より日本側のものとなり、遂に債權者たる東拓の支配を受くる事となつたが、日露合辦時代の共同露人ボロヂンは日本側より取分ありと稱し、帝國の法規に従つて合法に設立し、經營中なる現昭和酒精公司の不動産を競賣

すべく東省特別區地方法院に申請した。法院は之を受理し、吏員を派して千九百三十年二月十日公司の不動産を競賣せんとしたので、日本側は實力阻止をなし、法院の不法行爲を防止した。日本の法規によつて設立された會社も、日本を無條約國扱にした支那法院に對しては、何等の權威がない。

四、東拓對張振源訴訟事件

千九百二十九年洮南支那裁判所に於ける支那人張振源に對する貸付金元利支拂請求訴訟は、東拓勝訴の判決を受けたが、債務者の親戚に黑龍江軍の參謀官あること、日本人が競賣に参加することを認めざるため、折角の判決も遂に執行を行ふ事が出来なかつた。

五、東拓對農商銀號訴訟事件

長春の農商銀號に對する東拓貸付金に付ては、農商銀號で借款の事實なしと、明白な自己署名の借金證書を否認せんとした。東拓は最初これを支那行政官廳に抗議した所、賄賂を要求せられ、其後支那裁判所に起訴したるに、第一審では東拓の債權を認めない。更に奉天高等法院では原判決を破棄して再審理となつた結果、千九百三十年に漸く東拓の勝訴となつたが、債務者財産の強制執行に當り、日本人の競賣參加を認めず、支那人には買受希望者なしとの事で、在再今日に及んで居る。

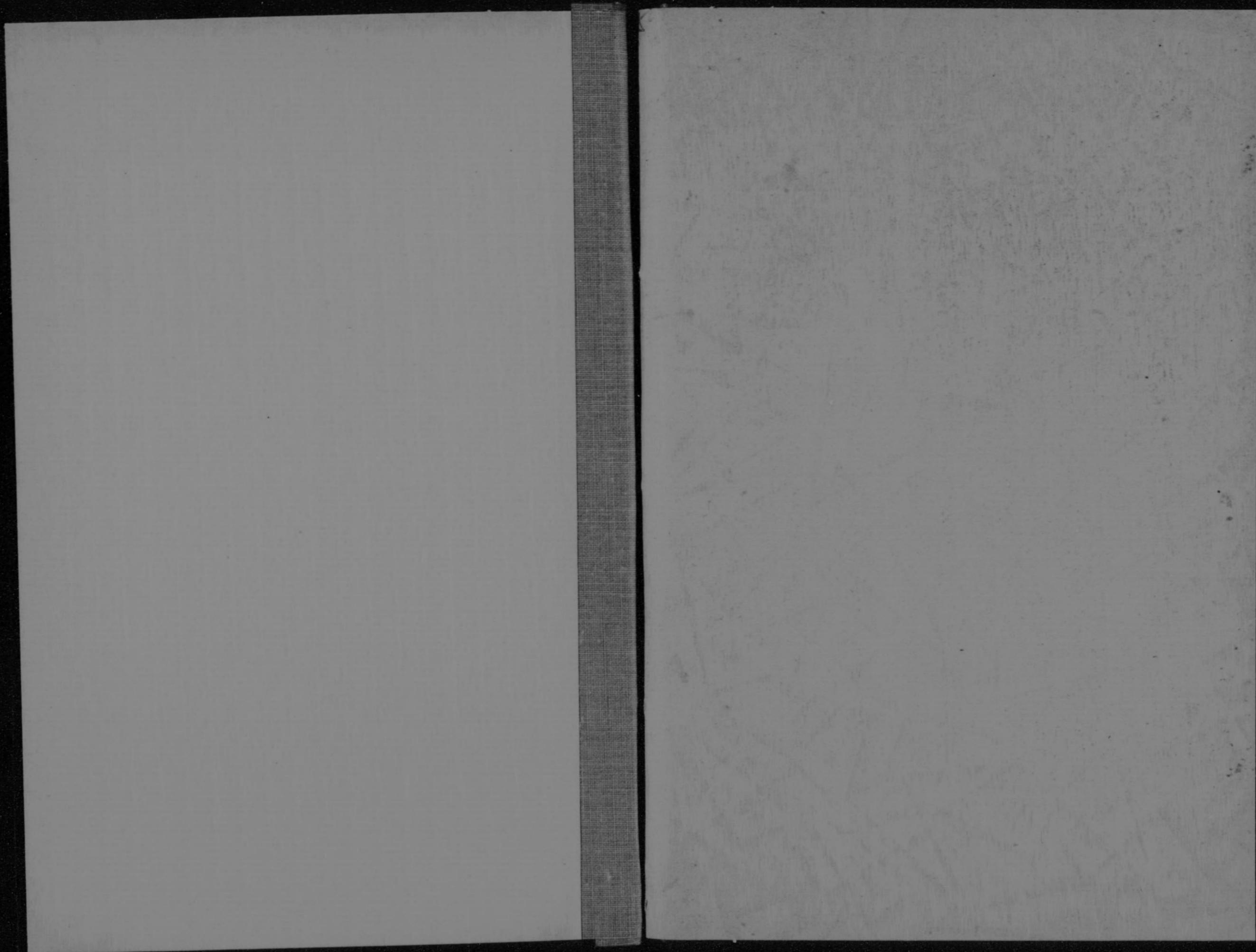
昭和七年五月二十日印刷
昭和七年五月二十五日發行

編輯兼
發行人 篠崎嘉郎

印刷人 山田浩通

印刷所 大連市近江町九十一番地
東亞印刷株式會社 大連支店

發行所 大連商工會議所



44